

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第53号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第54号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第55号 令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第56号 令和4年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第58号 令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第59号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 同意案第2号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 発議第3号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 会議案第4号 議員派遣について

○ **議長 金子 廣司** ただ今の出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

12月6日に引き続き会議を再開いたします。（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。（午前10時00分開議）

議事日程第2号はお手元に配付のとおりであります。

◎ **日程1番 会議録署名議員の指名**

○ **議長 金子 廣司** 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

堀 広一 議員

東 出善幸 議員

の両名を指名いたします。

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

◎ 日程2番 議案第53号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 日程3番 議案第54号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第6号）

○ 議長 金子 廣司 日程2番 議案第53号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、日程3番 議案第54号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第6号）は、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 金子 廣司 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書3ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第53号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第53号は、人事院勧告に基づく国家公務員の改正給与法が、本年11月11日に成立したことから、国家公務員の取扱いに準じ、月例給、ボーナスともに引き上げる改定等を行うため、職員の給与に関する条例他3条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、はじめに、職員の給与に関する条例の一部改正、第1条は、12月に支給する勤勉手当の支給割合を一般職員は、0.1月分引き上げて「100分の105」とし、再任用職員は、0.05月分引き上げて「100分の50」とするものであります。また、月例給は、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ、別表の給料表のとおりとするものであります。第2条は、令和5年度から一般職員と再任用職員に適用する勤勉手当の支給割合の規定であります。

次に、常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第3条においては、12月に支給する期末手当の支給割合を0.1月分引き上げて「100分の225」とするものでありまして、第4条は、令和5年度から常勤特別職の職員に適用する期末手当の支給割合の規定であります。

次に、4ページ、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に係る第5条においては、給料表を改正するとともに12月に支給する期末手当の支給割合を0.05月分引き上げて「100分の167.5」とするものでありまして、第6条は、令和5年度から一般職の任期付職員に適用する期末手当の支給割合の規定であります。続いて、月形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に係る第7条においては、給料表を別表のとおり改定するものであります。附則であります。第1条 第1項、この条例は、公布の日から施行しますが、第2条、第4条、第6条及び第7条の規定は、令和5年4月1日からの施行であります。第2項 第1条、

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

第3条及び第5条の月例給等に係る規定は、令和4年4月1日から適用するものであります。以上で、議案第53号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。

次に、議案書23ページをお開きください。続きまして、議題となりました議案第54号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第6号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,821万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,000万円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は24ページから25ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

補正予算第6号の歳出の主なものにつきましては、職員給与費、役場庁舎及び公共施設等管理経費、認定こども園運営経費、新型コロナウイルス感染症対策経費の増額であります。

それでは、46ページをお開きください。事項別にご説明申し上げます。はじめに、歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 2目 職員給与費、補正額174万4,000円増額、説明欄記載のとおりで、期末勤勉手当の支給割合の改定等による職員手当等の増額でございます。4目 情報推進費、補正額471万6,000円増額、説明欄記載のとおりで、手数料ですが、これは、町内において光ケーブルを増設する箇所があることと、IP告知端末機の設置等に係る業務手数料です。8目 財産管理費、補正額386万円増額、説明欄ですが、公用車管理経費、7万2,000円増額でございます。令和4年度中に軽自動車1台が全国防犯協会連合会から寄贈される予定となっております。その自動車に係る管理経費でございます。その他の役場庁舎管理経費他につきましては、電気料金及び燃料費の高騰による増額でございます。

続きまして、48ページ、3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額215万2,000円増額、説明欄ですが、障害者自立支援等給付事業の扶助費でございます。施設サービス利用者の増などによるものでございます。2目 老人福祉費、補正額265万2,000円増額、説明欄記載のとおりでございます。施設利用者の増などによる増額でございます。続きまして、2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、補正額1,932万3,000円増額、説明欄ですが、はじめに、認定こども園運営経費、管理運営業務委託料の増額1,854万7,000円でございます。これにつきましては、本年9月までの入所児童数等の実績を勘案し、また、今後の入所児童数等を見込んだ上での年間指定管理料を算出して、当初予算に

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

対しての不足分を今回増額補正するものでありますが、この増額の要因につきましては、保育単価の高い乳児、0歳児の入所を当初は4人と見込んでおりましたが、本年11月のはじめには12人と大幅に増えております。この他、保育士の給与を月額9,000円引き上げる処遇改善費用の10月から来年3月までの分につきましては、指定管理料に新たに加えることとなりますので、これが増額した要因となります。次に、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、77万6,000円増額ですが、令和3年度に行われたこの事業、児童扶養手当の受給者や低所得世帯を対象に、児童1人あたり5万円を給付する全額国費事業の精算返納金です。当初、児童数を23人で見込んでおりましたが、実績は8人で15人分の交付金を事務費分を含めて返納するものでございます。

続きまして、50ページ、4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費、補正額190万円減額でございます。説明欄ですが、一つ目に予防対策事業、過年度事業の返納金でございますが、令和3年度に行われました風疹の追加的対策、対象男性の抗体検査や予防接種を行う事業の国庫補助金の返納金でございます。次に、住民検診事業、117万7,000円減額、各種検診業務委託料の減額でございます。主に受診者数の減少によるものと考えます。コロナ禍の中での受診控えが影響したものと見込んでおります。次に、母子健康事業、84万9,000円減額、これにつきましては、ことばの教室実施業務委託料で、当初2名分を予算計上しておりましたが、これまで利用者はなく本年12月から3月まで1名分の予算を残して減額するものです。3目 環境衛生費、補正額7万5,000円増額、説明欄記載のとおりでございます。5目 保健センター費、26万4,000円増額、説明欄記載のとおりでございます。次に、2項 清掃費 1目 清掃総務費、28万8,000円増額、説明欄ですが、し尿・汚泥処理経費の負担金で、月形町が農業集落排水処理施設の使用料として負担する負担金でございます。町内の合併処理浄化槽の汚泥を市南の処理施設で処理しておりますが、燃料費、電気料金の高騰に伴っての使用負担金の増額でございます。2目 塵芥処理費、105万7,000円増額、説明欄記載のとおりでございます。燃料費、光熱水費については、各施設ありますけれど、電気料金の高騰、燃料費の高騰による増額でございます。

続きまして、52ページ、6款 農林水産業費 1項 農業費、2目 農業振興費、補正額361万8,000円減額でございます。説明欄ですが、一つ目、新規就農対策事業、373万9,000円減額でございます。この事業につきましては、本年度当初、新規就農に向け実習活動などを行う地域おこし協力隊に係る経費につきましては、2名で延べ24か月分の経費を計

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

上しておりました。地域おこし協力隊の状況ですが、本年12月から新たにご夫婦1組2名が協力隊員となり、更に来年3月にご夫婦1組2名が協力隊員となる予定でございます。このため、経費につきましては、14か月分が不要となりますので、その分を減額するものでございます。次に、担い手確保・経営強化支援事業、12万1,000円増額、この事業増額は、令和3年度における事業の返納金ですけれど、令和3年度に北海道から補助金交付を受けた一農業経営体からの消費税仕入控除税額の報告に伴います補助金の返還でございます。返還額は課税対象のほ場対象経費のうち消費税相当額24万909円に補助率50パーセントを乗じた12万455円で、農業経営体から町に納入をしてもらい返還するものでございます。

続きまして、54ページ、7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、補正額386万2,000円増額、説明欄ですが、新型コロナウイルス感染症対策経費の補助金でございます。一つ目に、月形町中小企業者等経営持続化支援金交付事業、113万8,000円減額、この補助金事業は、売上げが平成31年4月から6月までのいずれか1月と今年の同月を比較して20パーセント以上減少している町内事業者等に支援金を交付するもので、予算は交付金額50万円の20件分、1,000万円を計上しておりましたが、実績が16件で886万2,000円でありまして、113万8,000円を予算減額するものであります。続きまして、月形町建設事業者経営持続化支援金交付事業、300万円増額。この事業の補助金につきましては、令和4年の売上合計額が平成31年と比較して20パーセント以上減少している建設事業者等を対象に支援金を交付するもので、予算は交付上限額100万円の3法人分、300万円を計上させていただきました。次に、月形町旅客自動車運送事業継続支援金交付事業、200万円増額、この補助金につきましては、平成31年と比較して売上げが減少している事業所に対しまして車両の保有台数等を勘案し、200万円を上限として支援金を交付するものでございます。

すみません。説明漏れがありましたので、52ページにお戻りいただきたいと思っております。4目 農地費、補正額314万9,000円増額、説明欄です。農業集落排水事業特別会計繰出金、農業集落排水処理施設に係る燃料費と光熱水費の高騰によります町の繰出金を増額するものでございます。

54ページにお戻りいただきたいと思っております。2目 観光費250万円減額、説明欄ですが、観光振興事業負担金でございまして、つきがたイベント実行委員会の負担金を減額するものでございます。本年は、つきがた夏まつりの内容の変更又は縮小開催によりまして、負担金額が150万円となった

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

ところでありまして、当初予算400万円計上しており、250万円を今回予算減額するものでございます。

続きまして、56ページ、10款 教育費 2項 小学校費 1目 学校管理費、補正額38万6,000円増額、続きまして、3項 中学校費 1目 学校管理費、補正額167万9,000円増額。小学校、中学校ともに説明欄、燃料費、光熱水費の増額でございます。次に、4項 社会教育費 1目 社会教育総務費、補正額はございません。財源振替でございますが、芸術鑑賞会の開催経費に対しまして北海道公立学校教職員互助会から市町村等講演補助事業補助金が交付されることとなったことから、財源の振替を行うものでございます。次に、5項 保健体育費 2目 体育施設費25万3,000円減額、説明欄ですが、体育施設整備事業、181万5,000円減額。これにつきましては、当該工事の入札執行残の予算減額でございます。3目 学校給食費、127万6,000円増額、説明欄記載のとおりでございます。

32ページをお開きいただきたいと思っております。歳入です。12款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 民生費負担金、補正額99万1,000円増額、老人福祉施設入所者費用徴収金の増額でございます。34ページです。13款 使用料及び手数料 1項 使用料 2目 民生使用料、補正額698万7,000円増額、説明欄ですが、広域入所児童受入施設型給付費でございます。花の里こども園で他市町村の児童を5名程受入れしておりますが、そのいわゆる負担金を他市町村からいただくお金で698万7,000円でございます。続きまして、36ページ、14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金、補正額107万7,000円増額、説明欄記載のとおりでございます。38ページです。15款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金、54万円増額、説明欄記載のとおりでございます。次に、40ページ、18款 繰入金 1項 基金繰入金 4目 公有財産整備基金繰入金、補正額181万5,000円減額、これにつきましては、当該基金を財源としておりました工事費の減額に伴いまして、繰入金の減額をするものでございます。次に、42ページ、19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額3,001万5,000円増額、今回の補正予算の財源とするもので、令和3年度からの繰越金9,167万5,000円のうち、今回の補正で6,083万4,000円を予算化するものでございます。次に、44ページ、20款 諸収入 5項 雑入 5目 雑入、補正額41万7,000円増額、説明欄記載のとおりでございます。以上で、議案第53号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

定について及び議案第54号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 48ページ、民生費、児童福祉費で、今回、認定こども園運営経費、管理運営業務委託料が1,854万7,000円増額ということでした。副町長からの説明によると、保育単価の高い乳児、0歳児が4人から12人に増えたことから増額になったということ。また、保育士の方々に9,000円を処遇改善するというものであります。今回、0歳児の入所が4人から12人になったことで、保育士の増員などはなかったのか、お聞きしたいと思います。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 保育士は、これまでの人員で賄えるということで、増員はなされておられません。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 完全に人数的なものではなくて、保育単価の高い乳児の人数増と保育士の処遇改善費用の引上げ分で、金額が高くなったということで、よろしいですか。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 おっしゃるとおりでございます。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 全体的に言えることですが、電気料金が上がっているということで、この間、新聞を見ますと、電気料金の高騰に対して電力会社の変更ということも書いてあったのですが、本町の電力会社の状況はどうなっているのでしょうか。
- 議長 金子 廣司 総務課長。
- 総務課長 原 博由樹 電力会社についてですが、この度の高騰の影響による電力会社の変更等はございません。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 現在の電力会社は、教えていただけるのでしょうか。
- 議長 金子 廣司 総務課長。

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

- 総務課長 原 博由樹 施設ごとに契約先が異なるものがありますけれど、いわゆる、新電力と言われるものに区分されるものもありますし、北海道電力との契約のものもごさいます。新電力の方が価格高騰があって、新聞報道のとおりですが、北海道電力に契約を切り替えることが叶わない状況もありまして、北電ともいろいろ交渉しているところですが、別の割引制度なども提案されておりますので、そちらも検討しているところでございます。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 55ページ、商工業振興費。今回、建設事業者と運送事業者に補助金を交付するという事で、先ほどの副町長の説明で、建設事業者については3法人、1法人100万円で300万円、今年の売上げが20パーセント以上減少した法人に対して交付する。これに対して、運送事業者は、ただ、売上げが減少した事業者に交付するという説明を受けたのですが、これについて規定はないのですか。
もう1点、建設業の法人が3法人ですが、今、登録している法人は何社あるのか。この2点について、お伺いします。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 まず、運送事業者への支援金については、建設事業者と内容は少し違っていて、何パーセント以上減少したという規定はございませんが、平成31年と比較して減少している事業者ということで、規定をしておりますので、状況としては、やはり、平成31年と比較してまだ7割まで戻っていない状況であることは確認しております。
それと、建設事業者についてですが、私どもが現在、対象となり得ると思われる事業所については、14事業者ということで、確認しております。以上です。
- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 これは、コロナ禍で大変な時期だから、ある程度の支援はしていかなければならないけれど、建設事業者に対しては、ある程度の規定を設けて交付して、運送事業者に対しては、平成31年と比較して売上げが減少した場合に交付するという事ですが、建設事業者と運送事業者のバランスが少しどうなのかなと。建設事業者は売上げが20パーセント以上落ちたから支援しされて、運送事業者については、売上げの減少率に関わらず、大変だろうから支援されると思われる部分があるので、コロナ禍が収束すれば、

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

このような問題は起きてこないと思いますけれど、その辺を考慮しながら今後、検討していただきたいと思います。答弁はいいですね。

- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 東出議員の質問と重複する部分があるのですが、47ページ、役場庁舎管理経費の光熱水費が予算と比べて50パーセントほど上がっていると。今回、154万5,000円の補正になっていて、燃料高騰などいろいろな理由で光熱水費が上がっていることは、他の所でもあるのですが、際立って大きいのは、新電力かなと思っていたのですが、そうではないということで、50パーセント上がっている理由を教えてくださいたいと思います。
- 議長 金子 廣司 総務課長。
- 総務課長 原 博由樹 ご質問の当初予算と比較して随分大きな金額ではないかというご指摘でございます。確かに、増額補正額の割合としては高くなっておりますけれど、当初予算金額の規模等も他施設とも違いがあるということもありまして、また、コロナ禍で冬期間においても換気等もやっていくところで、電気料についても暖房設備が動くということもあって、料金に対して不足が見込まれるのではないかと積み上げをしたところでございます。
- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 特別な理由というところでは、換気その他ということで、その下の公共施設の方が10パーセントぐらいのアップだったので、際立っていたので、新電力かなと思いましたが、そういう理由で50パーセント上がったということで、分かりました。
次ですが、51ページ、住民検診事業で各種検診業務117万7,000円の減額ということで、説明によると受診者数の減少で、コロナ禍による受診控えではないかということですが、今後、住民検診の拾える部分が残っていて、3月までにまた減額する可能性はあるのですか。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 議員のおっしゃったとおり、検診受診者数がかなり減少しております。多くは受けない習慣ができてしまったせいなのか、あるいは、病院で受診しているから受けなくても良いと考える方が多くなってきているのではないかと考えております。検診はこれから2月にもあるのですが、予算額まで挽回するのは、かなり厳しいということで、この段階の減額とさせていただきます。更に減少して補正をさせていただくこともあると考えております。以上です。

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 いろいろ受診に対してのおすすめというか取組をされているということなので大変であると思うのですが、受診については、継続的な部分で健康ということで、町の医療費にも関わってくるということなので、これは、3月までに変わる要素があるということで、理解しました。
もう1点、53ページ、新規就農対策事業、地域おこし協力隊について、先ほどの説明で、12月からご夫婦、来年3月からご夫婦が入る予定ということで、2組のご夫婦と言われていたのですが、まず、地域おこし協力隊ということで、新規就農を考えたときに12月から入ることについて、農業の休む時期なので、そこから入るというのは、何か理由があったのでしょうか。
- 議長 金子 廣司 農林建設課長。
- 農林建設課長 三浦 英司 新規就農ということで、大体は年度の頭から就農されるのが通常のパターンかと思います。しかしながら、今回、花きを希望されているということで、4月からでは間に合わない部分が作業的にかなりあるのと、勉強されている期間なので、早い段階で地域に慣れていただいて、春の作業から準備いただくということで、今回は12月から就農されたということでございます。以上です。
- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 それは、受入先や農協を含めて、相談の上ということで、よろしいですか。
- 議長 金子 廣司 農林建設課長。
- 農林建設課長 三浦 英司 はい、そうでございます。
- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 了解しました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第53号及び議案第54号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午前10時39分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

（午前10時40分再開）

◎ 日程4番 議案第55号 令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○ 議長 金子 廣司 日程4番 議案第55号 令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 金子 廣司 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書61ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第55号 令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,265万8,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は62ページから63ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の補正は、過年度返納金に係る予算補正であります。

72ページをお開きください。歳出です。7款 諸支出金 1項 諸費 2目 過年度返納金、補正額78万5,000円増額、説明欄ですが、過年度返納金、令和3年度保険給付費等交付金の普通交付金と特別交付金を返納するものでございます。

70ページをお開きください。歳入です。7款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額78万5,000円増額、これにつきましては、過年度返納金の財源とするものでございます。令和3年度決算におきます繰越金760万9,000円のうち、78万6,000円を予算化することとなります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○ 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第55号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

◎ 日程5番 議案第56号 令和4年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○ 議長 金子 廣司 日程5番 議案第56号 令和4年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 金子 廣司 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書75ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第56号 令和4年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,383万7,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は76ページから77ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の補正でございますが、処理施設の管理経費に係る予算補正であります。

88ページをお開きください。歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 2目 施設管理費、補正額343万7,000円増額、説明欄ですが、施設管理経費の燃料費、光熱水費の増額でございます。それぞれ燃料費、電気料金の高騰によります予算の増額でございます。

84ページをお開きください。歳入です。3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金、補正額314万9,000円増額、一般会計からの繰入金でございます。次に、86ページ、5款 諸収入 1項 雑入 1目 雑入、補正額28万8,000円増額、月形町からの農業集落排水処理施設使用に係る使用料、負担金の増額分でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○ 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第56号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午前10時45分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午前10時45分再開）

◎ 日程6番 議案第57号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長 金子 廣司 日程6番 議案第57号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書91ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第57号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,764万5,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は92ページから93ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

110ページをお開きください。歳出でございます。2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 3目 居宅介護福祉用具購入費、補正額25万円増額、説明欄記載のとおりです。4目 居宅介護住宅改修費、補正額24万円増額、説明欄記載のとおりでございます。次に、2項 介護予防サービス等諸費 3目 介護予防住宅改修費、34万2,000円増額、同じく、説明欄記載のとおりでございます。112ページです。3款 地域支援事業費 1項 介護予防事業費 1目 介護予防事業費、113万5,000円減額でございます。説明欄ですが、この減額は、介護予防事業費の減額でございます。コロナ禍を勘案しまして、認知症予防講習会、脳元氣塾、なごみ会、調理実習の開催を中止または介護予防事業の縮小開催をしたことにより各経費の減額でございます。続きまして、2項 包括的支援事業・任意事業費 1目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、補正額5万6,000円増額、2目 総合相談事業費、3万6,000円増額、これにつきましては、担当職員の給与改定等に係ります予算不足分の補正でございます。

100ページをお開きください。歳入でございます。1款 保険料 1項 介護保険料 1目 第1号被保険者保険料、補正額8万6,000円減額です。次に、102ページ、4款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金、補正額16万6,000円増額、現年度分でございます。

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

2項 国庫補助金 3目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業）、22万7,000円減額です。次に、104ページ、5款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金、22万4,000円増額、2目 地域支援事業支援交付金については、30万6,000円の減額。次に、106ページです。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 介護給付費負担金、補正額10万4,000円増額、次に、2項 道補助金 2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業）、14万1,000円の減額。次に、108ページです。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 介護給付費繰入金、10万4,000円の増額、2目 その他一般会計繰入金、9万2,000円増額、事務費分です。5目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援事業）、14万1,000円の減額でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 110ページ、2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 3目 居宅介護福祉用具購入費、4目 居宅介護住宅改修費、それから2項 介護予防サービス等諸費 3目 介護予防住宅改修費の予算がかなり増額されているのですけれど、伸びた理由はどうしてでしょうか。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 福祉用具については、1件につき10万円までの補助をしております。1割が自己負担金になりますので、福祉用具については、9万円が町の支出としてあります。住宅改修については、上限20万円までで、1割が自己負担、町の支出は18万円となります。最近、福祉用具も高額になってきていることもありまして、限度額までの品物を購入される方が多いことや住宅改修も手すりを付けたり、段差を解消する方が多いのですが、それも十分に補助の幅を使って、必要な所を全て改修する方が増えてきております。今後も、既に改修の予定をしている件が何件かございまして、このままでは予算が不足すると見込みまして、今回、補正をさせていただいております。以上です。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。

次に、112ページですけれど、介護予防事業費の中で、先ほどの副町長の説明で、開催されなかった部分の減額ということで、例えば、認知症予防講演会講師謝礼、各種ボランティア謝礼については、当初予算をそのまま減額され

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

ている状況ですけれど、これについてはまるきり開催されなかったということで、よろしいですね。

- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 認知症予防講演会については、開催を中止しましたので、全額減額しております。各種ボランティアの謝礼につきましては、予定していたものがなごみ会と脳元気塾にボランティアをお願いする予定でしたが、脳元気塾は開催を見送ったため、なごみ会は開催しているのですけれど、時間をかなり短縮して調理も行わない形で開催していますので、ボランティアの方たちには、参加者として参加していただき、ボランティア謝礼は支払いしない形で実施しております。

- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。

次に、介護予防教室講師謝礼ですけれど、当初予算19万4,000円で今回10万円ぐらい減額しているのですけれど、これは、開催の回数を減らしたためなのかどうか。

- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 介護予防教室については、夏と冬に運動と口腔を合わせた教室を2回実施することを考えていたのですが、夏の教室の開催を見送ったため、その分の講師謝礼を減額したものです。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 了解しました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第57号は、原案のとおり可決することにし
たいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すること
に決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午前10時55分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
（午前10時55分再開）

- ◎ 日程7番 議案第58号 令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計
補正予算（第4号）

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

- 議長 金子 廣司 日程7番 議案第58号 令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書115ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第58号 令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。第2条 収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部 1款 病院事業収益 1項 医業収益、2,905万3,000円増額、2項 医業外収益、255万6,000円増額、計3,160万9,000円増額して、病院事業収益の総額を6億9,110万円とするものであります。

支出の部 1款 病院事業費用 1項 医業費用、3,160万9,000円増額し、病院事業費用の総額を病院事業収益の総額と同額の6億9,110万円とするものであります。第3条は、資本的収入の予定額の補正でありまして、1款 資本的収入 3項 補助金、271万円増額し、資本的収入の総額を4,089万1,000円とするものであります。これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,193万2,000円を1,922万2,000円に、また、過年度分損益勘定留保資金につきましても、同様に改めるものであります。

126ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出でございます。1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費、補正予定額645万9,000円、説明欄記載のとおりですが、これにつきましては、給与改定等に係ります職員給与費の予算不足分の補正でございます。2目 材料費、1,863万5,000円増額、新型コロナウイルス感染症拡大等によります使用薬品等の増でございます。3目 経費、651万5,000円増額、説明欄記載のとおりですが、新型コロナウイルス感染症の拡大や院内でのクラスター発生に対応いたします関係経費の増加、それから、電気料金の高騰などによる経費の増大に対応するものでございます。なお、127ページの10節 賃借料、141万1,000円、その他借上料につきましては、人工呼吸器等の賃借料でございます。

124ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入です。1款 病院事業収益 1項 医業収益 1目 入院収益、補正予定額2,905万3,000円増額、これまでの入院収益の実績、それから、今後の見込みを勘案しての増額でございます。次に、2項 医業外収益 5目 補助金、補正予定額255万6,000円増額、説明欄ですが、北海道からの感染症病床確保促進事業費補助金でありまして、町立病院につきましては、新型コロナ

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

ウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関としてみなされますことによりまして、北海道から補助金が交付されるものであります。補助金の交付額につきましては、北海道が認めました期間で、これも北海道が認めました病床数36床に交付基準額7万1,000円を乗じた金額255万6,000円でございます。

129ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入です。1款 資本的収入 3項 補助金 1目 補助金、説明欄ですが、これも、北海道の補助金でございます。感染症検査機関等設備整備費補助金でございます。町立病院におきまして、新型コロナウイルス感染症検査機器2台を導入する予定でありまして、その導入予定経費271万円全額が北海道から補助されるものでございます。なお、この機器の導入にあたっての予算につきましては、規定の予算の残額により対応するものとして、今回は歳出の予算補正はございません。

116ページに戻っていただきたいと思います。第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費、給与費であります。645万9,000円増額し、4億1,268万3,000円に改めるものであります。次に、第5条 たな卸資産購入限度額につきましては、1億235万8,000円に改めるものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第58号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○ 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午前11時 4分休憩）

○ 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午前11時10分再開）

- ◎ 日程8番 議案第59号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

- 議長 金子 廣司 日程8番 議案第59号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書135ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第59号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第59号は、地方公務員の定年を令和5年度から現行の60歳から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度から65歳とすること等を内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が、令和3年6月に成立いたしまして公布されておりますが、令和5年度からの定年引上げに向け、定年年齢等を定める職員の定年等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の概要は、定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制の導入、定年前再任用短時間勤務制の導入でありまして、主な改正条項についてご説明申し上げます。第2章 定年制度におきましては、定年について規定する第3条は、現行における職員の定年年齢60歳を65歳に改め、医師の定年年齢65歳を70歳に改め、医師で特別の事情があると認める場合の定年年齢70歳を75歳に改めるものであります。第4条は、定年による退職の特例について、特別な事由があると認めるときは、1年を超えない範囲で期限が延長できることとし、その期限は3年を超えることができないことを規定しているものでございます。

続いて、137ページ、第3章 管理監督職勤務上限年齢制いわゆる役職定年制であります。第6条は、管理職手当の支給される職を規定し、第7条は、管理監督職勤務上限年齢いわゆる管理監督の職を降任する年齢は、60歳とする規定です。第8条は、管理監督職から他の職への降任等を行うに当たっての配慮規定であります。次に、138ページ、第9条は、特別な事由があると認めるときは、1年を超えない期間内で引き続き当該管理監督職として勤務させることができ、通算3年を限度として更なる延長ができることを規定しております。次に、139ページ、第4章 定年前再任用短時間勤務制ですが、現行の再任用制度が令和5年3月31日限りで廃止されるため、その代替措置として導入されるものであり、第12条は、60歳超過職員が60歳到達日から定年年齢までの間に退職し、短時間勤務職員として再任用することができる規定であります。次に、140ページ、第5章 委任におきまして、附則に加える定年に関する経過措置の第3項は、令和5年4月1日から令和13年3月31日までに段階的に引き上げられる定年年齢を規定しております。

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

141ページ、附則第1条ですが、これは、施行期日を規定しております。第2条は、旧条例により勤務延長している職員に対する改正条例の施行日以後に相当する事由がある場合、1年以内の期限で勤務を延長することができる等の経過措置を規定しております。次に、142ページ、第3条は、旧条例により、再任用職員となっている者等について、新条例による暫定再任用として採用することができる等の経過措置を規定しております。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第59号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程9番 議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程9番 議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書149ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第60号は、地方公務員法の一部改正等を踏まえ、令和5年度から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制等を設けられることに伴い、関係する条例について、所要の改正を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

本条例は、八つの関係条例の一部改正と一つの関係条例の廃止でありまして、それぞれの概要について、ご説明申し上げます。はじめに、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正であります。本条例の目的「職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し規定するこ

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

と」に、「降給」を加える規定であります。次に、職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正は、懲戒処分の言及について処分の発令後に給料月額が変動した場合の取扱いを規定するものであります。次に、150ページ、職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるなどの所要の改正。151ページから154ページは、附則に経過措置として新たに八つの項を加えるもので、管理監督職勤務上限年齢による給料月額の7割支給の他、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額等について定めております。154ページ、職員等の旅費に関する条例の一部改正及び職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正は、地方公務員法の引用条文を改める改正です。職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるなどの所要の改正であります。次に、155ページ、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、引用条文を改める等の改正です。職員の再任用に関する条例につきましては、廃止いたします。月形町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、引用条文を改める改正であります。附則ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第60号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午前11時20分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午前11時21分再開）

- ◎ 日程10番 同意案第2号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議長 金子 廣司 日程10番 同意案第2号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

- 議長 金子 廣司 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書159ページをお開き願います。ただ今、議題となりました同意案第2号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。現在、月形町固定資産評価審査委員会委員の香西博之氏は、令和5年3月4日をもって任期満了となりますが、固定資産評価審査委員会委員に適任と考えており、再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、本議会の同意をお願いするものであります。なお、任期につきましては、令和5年3月5日から令和8年3月4日までの3年間です。以上で説明を終わります。ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。同意案第2号は、原案のとおり同意することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午前11時23分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午前11時23分再開）

- ◎ 日程11番 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議長 金子 廣司 日程11番 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書161ページをお開きください。ただ今、議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。現在、人権擁護委員の尾崎美世子氏は、令和5年3月31日をもって任期満了となりますが、人権擁護委員に適任と考えており、引き続き、人権擁護委員をお願いすることとして、法務大臣へ推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者の推薦にあたり本

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

議会の意見をお伺いするものであります。なお、任期につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。以上、提案どおりご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
- 議長 金子 廣司 お諮りいたします。諮問第2号は、この際、討論を省略し、適任としたいと思います。
これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、諮問第2号は、適任とする意見で答申することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 （午前11時25分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
（午前11時25分再開）

◎ 日程12番 発議第3号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程12番 発議第3号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 発議第3号をご覧願います。発議第3号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記議案を、地方自治法第112条第1項の規定により提出するものです。令和4年12月6日の提出です。賛成者として、月形町議会議員 我妻 耕議員、同じく東出善幸議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明します。月形町議会議員の期末手当につきましては、月形町常勤特別職の期末手当と同様に人事院勧告に基づくほか、議会改革の議論を行う中で改定を行ってきたところであります。令和4年8月8日に人事院から給与改定について国に勧告し、これを受けて10月7日付けで人事院勧告どおり国家公務員の給与の改定を行う閣議決定がなされ、11月11日に法案が成立しました。これらを踏まえ、月形町常勤特別職及び月形町職員の動向も勘案しながら、議員の期末手当の改定について検討した結果、人事院

令和4年第4回定例会 2日目（12月7日）

勧告に準拠して議員の期末手当の改正を行うこととし、本条例の一部改正を提案するものであります。

改正の内容について説明します。改正内容は、期末手当を0.1月引き上げるもので、第1条として令和4年度の12月に支給する期末手当の率を「100分の215」から「100分の225」に改め、第2条として令和5年度からの6月及び12月の期末手当の支給率を「100分の220」に改めるものです。附則として、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定については、令和5年4月1日から施行するものです。また、第1条の改正後の規定は令和4年12月1日から適用するものです。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議長 金子 廣司 お諮りいたします。本件につきましては、この際、質疑、討論を省略し、原案のとおり可決したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、発議第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程13番 会議案第4号 議員派遣について

- 議長 金子 廣司 日程13番 会議案第4号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもって、令和4年第4回月形町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時30分閉会）